

平成23年度 都市計画審議会

日 時	平成23年8月19日(金) 10:00~11:50
会 場	北館4階 教育委員会室
出席者	<p>会 長 近藤勝直</p> <p>委 員 内田 敬, 田中みさ子, 羽尾良三, いとうまい, 松木義昭 長谷基弘, 徳田直彦, 森しずか, 杠 典英</p> <p>事 務 局 岡本副市長, 井上技監, 林都市計画担当部長 東まちづくり・開発指導担当課長, 森本建築指導課長 白井都市計画課主査, 吉泉都市計画課主査, 竿尾都市計画課主査 鹿嶋都市計画課主査, 柴田都市計画課主査, 辻都市計画課主査</p>
会議の公表	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開</p> <p><非公開・部分公開とした場合の理由></p>
傍聴者数	5 人

内容

1 議事

(1) 委員出席状況報告・会議の成立報告

(2) 署名委員の指名

(3) 議 題

1) 諮問事項

① 諮問第67号

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画) 地区計画の決定(芦屋市決定)
都市計画西芦屋町地区地区計画の決定について

2) 説明事項

② 阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)景観地区の変更(芦屋市決定)

都市計画芦屋川南特別景観地区の変更について

③ 阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)景観地区の変更(芦屋市決定)

都市計画芦屋景観地区の変更について

④ 都市計画マスタープランの見直しについて

2 審議

○事務局(竿尾) みなさん、おはようございます。定刻の時刻となりましたので、ただいまから芦屋市都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、本日の審議会の進行役を勤めさせていただきます都市計画課主査の竿尾でございます。会議に先立ちまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

事前に送付させて頂いております都市計画審議会資料、芦屋市都市計画マスタープラ

ンの見直しの概要についての2つと、本日お席の方に、芦屋川特別景観地区緑化基準の検討、会議次第、委員名簿、それから諮問書の写しが1枚、以上を配布させて頂いております。揃っておりますでしょうか。

○事務局（竿尾） 次に新委員のご紹介をさせていただきます。市議会から選出された委員に移動がございまして、新しく松木委員、長谷委員、徳田委員が委員に就任されておられます。恐れ入りますが、松木委員様から順に簡単に自己紹介の方をお願いいたします。

○松木委員 久しぶりに都市計画審議会の委員になりました松木でございます。よろしくお願い致します。

○長谷委員 長谷です。よろしくお願い致します。

○徳田委員 徳田です。よろしくお願い致します。

○事務局（竿尾） それでは、近藤会長様、ご挨拶と引き続き、会の進行をよろしくお願い致します。

○近藤会長 みなさんおはようございます。暑いお盆も終わりました、今日から少し楽になったような気がします。仕事再開ということで、よろしくお願い致します。

それでは、まず会議の公開についての取り扱いでございますけれども、本市の情報公開条例第19条では、一定の条件の場合で委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。

この一定条件とは同条例第19条第1号では、非公開が含まれている事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき、第2号では会議を公開することにより、当該会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生じる場合に規定されております。本日の議題につきましては特に非公開にするものはございませんので、公開するというようにしたいと思っております。ご異議はございませんでしょうか。

（ 「 異 議 な し 」 の 声 あ り ）

○近藤会長 それでは、公開ということにさせていただきます。

○近藤会長 本日、傍聴者はおられますか。

○事務局（竿尾） 本日、傍聴希望者は5名来られています。

○近藤会長 それでは、入って頂いて結構です。

（ 傍 聴 人 入 室 ）

○近藤会長 それでは、これより議事に入りたいと思っております。まず、初めに事務局から本日の会議の成立について、ご報告願います。

○事務局（竿尾） 本日の出席状況ですが、委員14名のうち10名が出席ということで、過半数を超えておりますので、会議は成立しております。

○近藤会長 次に、本日の会議録の署名委員の指名でございますが、田中委員という委員をお願いしたいと思いますので、お二人の委員様、よろしくお願い致します。

○近藤会長 次に議事（3）の議題に進ませて頂きます。本日の議題は、会議次第に記載

されていますとおり、諮問事項1件と説明事項3件、その他でございます。できる限り円滑な議事の進行を進めさせていただきますので、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

それでは、1の諮問事項としまして、諮問第67号、阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画の決定（芦屋市決定）、西芦屋町地区地区計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

○柴田都市計画課主査 都市計画課の柴田です。よろしくお願いいたします。

それでは、西芦屋町地区地区計画の決定について説明させていただきます。西芦屋町地区地区計画決定の資料としましては、事前にお配りしております資料の3ページからになります。4ページからの計画の方針、地区整備計画、理由書については、前回の審議会と同じ内容となりますので、ここでは説明は省かせて頂きます。この計画書案で都市計画法による案の縦覧を行いましたので、結果を報告させていただきます。資料の10ページになります。2)が都市計画法による案の縦覧結果となります。縦覧期間については、6月16日（木）から6月30日（木）までの15日間、場所は都市環境部都市計画課で行っております。縦覧期間中の縦覧者は5名、意見書はございませんでした。参考までに、ホームページのアクセス数は159となっております。非常に簡単ですが、説明は以上でございます。この西芦屋町地区地区計画につきましては、本日の都市計画審議会で諮問させていただきます。答申が得られましたら、県との協議を行い決定する予定でございますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。本件につきまして、これまで協議を重ねてまいりまして、今日は諮問という形になっております。何かご質問、ご意見はありませんか。

○内田委員 10ページの縦覧の結果ですが、1)の条例による縦覧と2)の都市計画法による縦覧と数が変わりませんが、これは同じような方なのか。

○東まちづくり・開発指導担当課長 違う方です。たまたま人数が同じです。

○内田委員 やり取りの結果として、どのように変わったのかをチェックしているようなことか。

○東まちづくり・開発指導担当課長 そういうことではないです。業者さんも含めて見ているところです。

○近藤会長 その他いかがでしょう。

○松木委員 9ページの図面を見たのですが、山手幹線は既に開通して、道路は供用開始しているわけです。にも関わらず道路建設中であるという図面を添付しているわけですが、山手幹線途中のところで白橋の所まではなっているのですが、なぜこのような図面を今頃出されたのか。というのが1点。

今回の地区計画は、山手幹線が開通して、山手幹線沿いに店舗やそういう飲食店がこれからできるであろうということで、網を被せておきたいとこの地区計画、都市計画を定めるということであろうと思いますが、図面そのものがかなり古い図面を持ってきて、審議しろということはどうかなと思いますが、なぜこの図面を持ってきたのか。

○東まちづくり・開発指導担当課長 2500分の1の図面の変更時期ということもありますし、今日の都市計画審議会も3回目ということで同じ資料を使っているということもあります。それと地区分けができていないというのは、前回等でも説明させていただきます。

したが、地域の方について、西芦屋町の地区計画のありようの中で、沿道とそれ以外のところを分ける必要がないということになった。それはむしろ阪急芦屋川、JR芦屋よりも甲南山手の方がより近いということで、駅から若干離れているということもあろうかと思いますが、基本的には沿道を厳しくするのではなく、住宅地を若干緩やかな規制にするというのが、この地域にあっていてのではないかとということで、隣の三条南と同じように沿道という区分けをしない地区計画ということです。ちなみに芦屋市が策定している都市計画マスタープランにつきましても、宮川と芦屋川の間につきましても、沿道という考え方はありますが、それより東、西については沿道という考え方はないということで、マスタープランとも齟齬が無いということから、地元のご意見を尊重した形の地区計画を策定させて頂いたということです。

○松木委員 この地区計画の目標の山手幹線の整備が行われ、その沿道において建設される建築物等により、住環境の急変が予想されるということで、今の住環境を維持していくために、この地区計画を定めるということであるのですが、沿道とその周辺とはまったく区別は考えていないというのは、当たり前です。そういう風に目標として書かれているのであれば、現況の図面を出すのが普通じゃないですか。これまで、この図面を出してきたので、今回も出したというのは話としておかしいのではないかと。

○林都市計画担当部長 すみません。2500分の1の基本図は毎年修正できれば良いのですができない状況で、今回そのまま付けざると得なかったのですが、修正できればその時点で修正するように致します。

○松木委員 位置が西芦屋町の一部となっているが、地区計画は全部ではないのか。一部は全体の中の一つの部分となると思いますが。

○東まちづくり・開発指導担当課長 町境としましては、南はJRの中央までとなっておりますので、ほんの一部が除かれているということですが、表現としては一部と明記させて頂いております。

○松木委員 別に揚げ足を取るつもりはないですが、全体の中のほんのわずかな部分を一部と言うと普通の考えとしてはそうだと思うのですが、JRの真ん中までであるので、それを除いているので、それを一部というのは理解に苦しみます。位置としては、西芦屋町の大部分というなら分かりますが。そうじゃないですが、一部というのは全体の何割かということでないですか。表現としては、私はそういう風にした方がよいと思いますが、別に内容は今の説明で分かりますが。

○東まちづくり・開発指導担当課長 確認申請のときに敷地設定は、地番と符合していない場合があるわけですが、大きな敷地の中の部分的に今回の建築予定地だというときは、割合も関係なく何番の一部と表現しておりますので、こういった法律的な部分については、もれなく全体でなければ、一部という表現になりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

○松木委員 理由書の中に不同意者等への個別説明等を行いと書いていますが、こういう風な網掛けをすると当然、地権者としては自分の敷地に規制されるとご不満な方がおられると思いますが、どういう理由によって不同意者がおられたのか。その方々に対してどのような努力をされたのか、具体的に教えて頂きたいのですが。

○東まちづくり・開発指導担当課長 当初の都市計画審議会には不同意者等の取り扱いについて説明をさせて頂きましたが、個別具体の計画がある方もおられましたが、いろいろ経過がある中で説明させて頂いて、一定のご納得を頂きました。結果的にこの地区計画の規制は、建ぺい・容積であるとか基本的な建物を建てるためのベースになる数字を規制するものではなく、今後建てられる建物が、その地域にあった周辺に一定の配慮をした形での建築をするということに留まっておりますので、一定の反対の意見の方についてもご納得頂くような説明をさせて頂いて、市としても今の住環境を守るためには、こういったルールも必要だろうという、相当数の賛同も得ているということで、この案を出させて頂いて、本日答申を頂きたいと思えます。

○松木委員 ほとんどの方がご納得頂いているという理解でよろしいのですね。

○東まちづくり・開発指導担当課長 はい。

○近藤会長 過去3回ほど協議して、その辺りを確認しております。

○内田委員 一つお願いが、9ページの都市計画の基本図がしょっちゅう更新しないとのことですが、こういったものに引用する場合、いつの時点のものを使っても問題が出てくると思いますが、ベース図面がいつの時点のものか、全市的に更新すべきときに合わせてされると思いますが、図面に明記してはいかがでしょうか。意見として申し上げておきます。

○近藤会長 如何でしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、お諮りしたいと思います。諮問案どおり答申することについてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○近藤会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、諮問第67号につきましては諮問案どおりとして答申することに決定いたします。

○近藤会長 それでは、次に2の説明事項に入りたいと思えます。

阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）景観地区の変更（芦屋市決定）、都市計画芦屋川南特別景観地区の変更について、事務局から説明をお願いします。

○鹿嶋都市計画課主査 都市計画課の鹿嶋です。

説明事項の一つ目、阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）景観地区の変更（芦屋市決定） 都市計画芦屋川南特別景観地区の変更について、説明させて頂きます。恐れ入りますが、座って説明させて頂きます。

まず初めに、前回3月に審議会事前説明させて頂いた後に、地区内の権利者、居住者、テナントの方々を対象に地元説明会を開催しておりますので、開催結果についてご報告をさせて頂きます。事前に配布させて頂いております資料の23ページをお開きください。

説明会は、平日の夜と、日曜のお昼の2回開催しております。1回目を5月25日（水）午後7時から、2回目を5月29日（日）午後1時30分から、会場は両日とも芦屋市民センター203室で開催しております。参加人数は1回目が16名（14組）

のご参加を頂き、2回目が12名の方にご参加頂いております。

ご意見としては、ナンバー1番にありますように、敷地に奥行きがなく、壁面後退することにより建物として機能しなくなるといったご意見や、次の24ページの8番のように、敷地形状などより建ぺい率が確保できなくなってしまうといったご意見。また、25ページの12番にありますように、壁面後退や斜線制限により現在よりも建築できる建物規模が小さくなってしまわないかというご意見など、主に壁面後退に対する反対や緩和を求めるといったご意見が一番多くございました。

その他のご意見としては、24ページの6番のように現在でも多くに規制がある中で、更に規制がかけられると設計や計画の自由度がなくなってしまうのご意見や、現在の規制で十分であるといったご意見、屋根形状を限定することへのご意見などがございました。

また、この説明会とは別に、JR以北の追加する地域が含まれる自治会の会長様へも、説明会の案内と資料をお送りすると共に、商店街には、直接ご説明する機会を頂き、ご意見を伺っております。芦屋川に面する店舗等はテナントが多く、ほとんどが商店街に加盟していないといったことで、広く商店の方のご意見をお聞きするといったことはできませんでしたが、そのご意見の中では店舗の床面積が減ることになる1メートルの壁面後退には反対とのご意見を頂きました。後日、現状も少しセットバックして頂いている状況や、1メートル後退しても建ぺい率は確保できるといった個別の検証結果、これからご説明します緩和措置等についてご説明させて頂いたところ、一定のご理解は頂いたものと考えております。

次に、これら地域の方々のご意見を受け、壁面位置の制限について見直しを行っております。ページを少し戻って頂いた21ページをご覧ください。まず、狭小敷地への対応として、敷地に奥行きのない場合や壁面後退することにより建ぺい率が確保できなくなる場合の緩和措置を設けることを検討してまいりました。

一つ目の敷地の奥行きによる緩和については、敷地の奥行きが小さい場合の緩和として、景観地区の壁面位置の制限により2間半に壁厚を足した4.8メートルの建築可能な奥行きが確保できない場合は緩和しようとするものです。この2間半の考え方は、住みよいまちづくり条例による最低敷地規模の規定で、道路に対して2間に壁面後退を足した5.2メートル以上の間口で接する場合には最低敷地規模を緩和できるといった考え、逆に申しますと2間の幅の建物を建築できない場合は緩和を受けれないといった考え方をベースにし、芦屋川沿岸という地域性を鑑み、芦屋川特別景観地区として良好な建物として確保されるべき建物の奥行きとして2間半は最低限必要であると考え、奥行きが小さく、壁面後退により2間半の建物が建築できなくなる場合に緩和をしようとしたものです。

具体的な数値としては、21ページの下の点線で囲んでおります部分にお示しするように、3メートルの後退となる敷地境界①にあつては、景観地区による後退距離3メートルに背面の風致地区による後退距離1メートルと2間半に壁厚を足した4.8メートルを足した8.8メートルの奥行きがない部分について景観地区による壁面後退を適用しないこととしております。2メートルの後退距離となる敷地境界②にあつては7.

8メートルの奥行きがない部分については、壁面後退を適用しないこととしております。風致地区に該当し、背面が道路となる場合は後退距離が2メートルとなりますので、敷地境界線①では8.8メートルを9.8メートルに、敷地境界線②では7.8メートルを8.8メートルとすることとしております。

なお、景観地区による壁面後退が緩和される場合であっても、現在の規制として風致地区で道路側2メートル、風致地区以外の地域でも用途地域による1メートルの壁面後退の制限がありますので、道路に面して建物が接して建てられるということとはなりません。

敷地境界③では近隣商業地域にあつては、5.8メートルとなりますが、阪急芦屋川駅北側の第一種中高層住居専用地域に該当する地域にあつては、景観地区による後退距離1メートルに背面の住みよいまちづくり条例による後退距離、建物の規模によって0.7メートル、1メートルのどちらかと4.8メートルを足した6.5メートル若しくは6.8メートルの奥行きがない部分は後退距離を0.5メートルを限度に緩和するという考え方のものです。

そして、狭小敷地への対応の二つ目として、建ぺい率が確保できなくなる場合の壁面位置の制限の緩和を設けることとしております。資料の22ページをご覧ください。

この緩和は景観地区による制限内容が過度な規制とならないよう、景観地区による壁面後退と建築基準法や風致地区、まちづくり条例などによる壁面後退の線で囲まれた建築可能な面積の敷地面積に対する割合が、現在認められている建ぺい率未滿となる場合は壁面位置の制限を適用しないとするものです。

次に、大規模な敷地に対する緩和規定の拡大ですが、これまでの壁面後退の緩和規定であった、玄関など部分的に壁面後退の限度に満たないものの緩和として、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある外壁等の中心線の長さの合計が5メートル以下の場合、壁面位置の制限を適用しないとしていた規定について、段階的に拡大するという事で敷地面積500平方メートルごとに5メートルを加算した長さまで段階的に緩和を拡大しようとするものです。これは、大きな敷地で大規模な建築物を計画するに場合に、大きな壁面とならないよう分節や雁行などの配慮を求めてきておりますが、敷地面積に応じて段階的に緩和を拡大することにより設計の自由度を確保でき、壁面後退した部分に緑を配置して頂きたいとした今回の目的を阻害することなく、景観への配慮も行きやすくなるのではないかと考え、今回見直しを行ったものでございます。

以上の狭小敷地における奥行きのない場合、建ぺい率が確保できなくなる場合、大規模敷地に対する緩和規定の拡大の3点が前回からの大きな変更点となりまして、これらに関して計画書の変更を行った部分を資料の19ページにまとめておりますので、そちらをご覧ください。変更前後の比較表の右が前回の審議会で説明させて頂いた内容、左が今回変更を加えたものとなっており、アンダーラインを引いている部分が前回のご説明から加筆、修正を行った部分を示しております。

今、説明をしました壁面後退の緩和を盛り込んだ部分は、上から2段目の壁面位置の制限の部分となり、左側の変更後の1の(1)が敷地境界線①と②の部分の奥行きによる緩和、(2)が敷地境界線③の部分の奥行きによる緩和を記述した部分となります。

そして次のページ、20ページの(3)イが敷地規模に応じて段階的に緩和を拡大する部分となっております。その他の変更としましては、都市景観審議会よりご指摘を頂いておりました、19ページの一般基準にあります松並木としていた部分を、北部には桜の並木というものもあり景観上重要な景観要素となっているとご指摘頂きまして、松や桜の並木と変更しております。また、20ページの一番下にあります建築物の区分で階数としていた部分を、北側では斜面地が多く、地階を除く階数とより明確化したさせて頂くために追加しております。

次に、当日配布資料として本日お配りしました資料、芦屋川特別景観地区緑化基準の検討と書いております資料について、ご説明させていただきます。

これまでJR以南の芦屋川南特別景観地区では、芦屋川沿道に対して樹木を配置して頂く基準として、1ページの四角で囲んでおります部分にありますように、敷地間口に対して3分の2に相当する樹木を植えて頂くといった緑化基準を設けておりました。しかし、北部の地域では、壁面後退が2メートルとなる場所があり、高さが5メートル以上の高木を配置することが困難であるため、後退距離3メートルの地域と同じ3分の2では過度な要求となってしまうことから、間口に対して2分の1に相当する樹木を配置することとしたものです。壁面後退2メートルの基準を追加していこうというものです。

また、今回新たな考え方として、F地区においては、2ページに示すように、山麓外観に定める建築物及びそれに附属する擁壁等は、敷地内の緑と一体となった背景となる山の緑に溶け込むような外観意匠とすることといった項目を追加しておりますので、それに対応する緑化基準として、建築物が緑に溶け込む緑化基準と擁壁に対する緑化基準の2つを追加するよう考えております。

まず、建築物が緑に溶け込む緑化基準として、芦屋川沿いの道路や通路に接する敷地境界や芦屋川に直接接する敷地境界線については、通り外観における3メートルの壁面後退の地域と同じく芦屋川に面する敷地境界線の延長の3分の2に相当する緑化を行うこととし、その他の敷地境界線については、次の3ページに示すように2分の1に相当する緑化を行うこととします。斜面地ということが高さの高い擁壁が発生することが予想されますので、高さが2メートルを超える擁壁が生じる場合には擁壁の前面に中高木による植栽を施し、芦屋川方向から見た擁壁面積の80%が隠れるような緑化を行って頂くこととします。なお緑化基準については芦屋川沿いの緑ゆたかな景観を継承するため適切なものとなるよう今後更なる検証を進めて数値等を最終決定していきたいと考えておりますので、これは現在考えている案ということで考えて頂きたいと思っております。

後、前回の景観審議会より市民アンケートのクロス集計資料の添付のご要望がありましたので、クロス集計の結果を資料としてお付けしております。事前に配布しております資料の50ページをご覧ください。

クロス集計としては、建物の用途別による集計と地域別での集計を行っております。特徴のあった部分について少しご紹介いたします。景観に対する設問では大きな特徴は見られませんでした。53ページの真ん中から下の4)芦屋川独自のルール必要性についての設問では、一戸建て住宅では必要ないが4つの中で突出して多く17.5%、逆に必要である、負担にならない程度のルールが必要を合わせて77.5%と、分譲マ

ンションの91.6%、賃貸の94.3%と比べて低い数値となっています。また、55ページの居住年数では30年以上お住まいの方が、一戸建て住宅では54.8%と半分以上を占めており、他を圧倒して多いことが分ります。こういったことから、分譲や賃貸のマンションの方は芦屋川沿いの環境を気に入られて近年入居された方が多く、この気に入られた環境を維持するためにルール必要性を感じる方が多いのではないかと推測されます。また、59ページの地域別の集計でも、4) 芦屋川独自のルールの必要性についての設問では、一戸建ての多いA地区とF地区右岸ではルールの必要はないとお考えの方が15.6%と他と比べて高い数値となっており、ルールが必要とお考えの方はマンションの多いF地区左岸が一番高い数値となっており、建物用途と同じ傾向が出ているのではないかと考えております。一方、商業ゾーンであるE地区では、約8割の方がルールの必要性を感じておられますが、そのうち7割を越える方が負担にならない程度のルールを求めておられ、商売と景観の両立が図れる緩やかな規制を求めておられるのではないかといい結果となっております。

最後に今後のスケジュールについてご説明させていただきます。資料の63ページをご覧ください。今後の進め方としましては、本日の都市計画審議会へ説明の後、10月に都市計画法による案の縦覧を行います。前回のご説明では9月末に本審としておりましたが、スケジュールに変更が生じており、本審としましては11月末の予定と変更させて頂いております。11月末の都市計画審議会、都市景観審議会の両審議会で答申を頂きましたら、引き続き条例改正の作業を行いまして、3月議会での承認を経まして4月1日に決定の告示、ルールの運用を行いたいと考えております。以上、景観地区の変更、芦屋川南特別景観地区の変更についての説明とさせていただきます。

○近藤会長 芦屋川特別景観地区は、前回の審議会で示された計画案を地元説明された結果、特に壁面後退について少し基準を緩和してほしいとの要望を受けて、緩和基準を今回提案されたということと、緑化基準を再考頂きました。アンケートの地区別クロス集計の3つの内容であったかと思えます。どの部分でも結構ですので、ご質問、ご意見はありませんか。

○松木委員 先程の説明は建物が周辺の緑と調和するというを前提に変えるのだということですが、低層も中高層も陸屋根を一切禁止されている。今、屋上緑化がさかんになってきているのですが、それについてはどのように考えられたのか。陸屋根を禁止することになると、勾配のついた肩流れや切妻等の形状にしないといけないが、階数を減らさざるを得ない。陸屋根の場合はパラペットを一番てっぺんにつけるにしても、勾配をつけざるを得ないとなると、高さで階数を減らさざるを得ないことになるが、どういう考えなのか。周辺のまちを尊重されているが、デザインとしてはそれを優先させるためにしたのかなあと思えますが、勾配屋根とヴォールト屋根に限定した理由は。

○東まちづくり・開発指導担当課長 今回、JR以北の部分新たに追加して、全体を芦屋川特別景観地区として、先行している芦屋川南特別景観地区の大きな考え方を踏襲するというので、見直しております。南の特別景観地区の考え方として、市民の方が一番親しみを覚えて、なおかつ、景観として重要な所であるということについて、芦屋川

の景観の良さはみなさんが認めることだと思いますが、今回は改めて何が芦屋川の景観の要素であるかということ調べてみると、芦屋川の左岸・右岸にあります松や桜の公共の緑と民地である敷地の緑が一体となって、緑を介して建物がちらほらとかいま見えるという景観が芦屋川の景観として良いのではないかと。夙川と比較して、夙川もすごく良い景観ですが、夙川の護岸を公園にしているのと、芦屋川は護岸を宅地をしているという部分で、芦屋川につきましては開放性のある景観になっており、その部分を保全・育成するという視点から、壁面後退や高さ規制や斜線制限をやっぴいこうとしております。そうなりますと建物規制ということになりますと個別具体的にないということになりますして、建物についても一定のまとまりのある景観が、見ていて違和感の無い落ち着いた景観になるというところから、南芦屋浜でも行っております、せめて屋根を架けるという統一性を持っていきたい。現実としても9割5分以上が屋根が架かっておりますし、南芦屋浜でも片流れや部分的に陸屋根等がありますが、そういう建物があると昔でいう薨の波というか、屋根があるところにスクエアな部分があると違和感がありますので、せめて屋根を架けるということで芦屋川の景観をやわらかい統一したものにしたという部分があります。それと屋上緑化につきましては、今回F地区がさらに踏み込んで、緑の中に建物が埋もれるというような景観が望ましいということで、勾配屋根とバーターで屋上緑化については実現させていきたいと考えております。そもそも芦屋川の沿岸については兵庫県が定める第3種風致地区に入っております、大部分で、全部ではないですが、敷地の3割以上を緑化するという規制があります。その部分を芦屋川に対して一定の緑を確保するという形のルールを決めて、そのために高木をできる限り植えて頂きたいということから、風致地区の道路側2メートルの部分で3メートルにして高木を植えて頂いて、奥行き5メートルの範囲の中で間口的に3分の2を緑化するという規制を、南ではやっています。今回北の部分については、芦屋川の両側に道路あるという部分については、開森橋以北はそういう状況にございませんで、それと、敷地の大きさについても商業施設がある等がありまして、南と比して大きくない敷地がありまして、前回の説明では、建ぺい・容積は今回の規制で取れないということにならないとの検証を行いました、敷地の形によって建物として好ましくないという規模になってしまうことから、奥行きのない部分については、緩和措置を設けるということにしております。屋根の勾配についても、ご指摘のように、15メートル規制の所で5階建てが一般的に建つわけですが、それを規制するところまでになると過度な規制となると考えられますので、屋根勾配も10分の1以上ということで、10分の1の屋根でも屋根を架けたということにさせて頂くことによって、パラペットの部分を屋根に変える程度の部分で処理できるのではないかと配慮をさせて頂いておりますので、おっしゃるような階数を制限するような過度な制限になっていないのではないかと意味で、こういう規制内容とさせて頂いたところです。

○田中委員 狭小敷地の対応ですが、現状にある宅地の状況から対象になるのは、どのくらいあるのか。

○東まちづくり・開発指導担当課長 奥行きの部分は3つぐらい。大きい敷地で緩和を5メートルごとに増やすのは1つぐらいと思います。5メートルごとに敷地の大きさに合

わせて緩和の延長を増やすのは、既存のルールからプラス1メートルの壁面後退、南については風致がかかっておりますので、2メートルを3メートルにすることで高木を植えて頂いて、緑を介して建物が見える。しかし、出入口は要りますから1間ぐらいの出入口が1メートルぐらい出ていることから、5メートルの緩和を設けております。それでも間口の3分の2を緑化できるということにしておりますので、敷地が500平方メートルを超えて大きな建物になると出口が2箇所になることもありますし、大きな建物になると単調な矩形の建物ですと屏風のような建物になるということで、景観上望ましくないということから、分節、分棟、雁行するような建物計画を景観上は推奨しておりますので、景観上の配慮することによって壁面後退が取れないという場合が出てきますので、大きさに合わせて緩和を設けることによって、緑化の部分の考え方も齟齬はきたさないですし、景観上の配慮についても配慮を阻害するような規制にならないということから、今回規制を緩和するような形となっております。

○長谷委員 地区内にヨドコウの迎賓館が陸屋根になっており、ある種芦屋の顔として、過去から建物と景観の状況は大事にし、すばらしいと一方で言ってきました。ヴォールト屋根や傾斜屋根にするとすると、この地域では不適格やという認定をしようとするわけです。そこについて、市の見解というか、それはこれ、これはこれとの明確な説明を頂きたいと思います。

○東まちづくり・開発指導担当課長 当初のアンケート対象では、芦屋川に面する敷地だけを対象にしていたのですが、芦屋川の景観地区にライト邸が入っていないのはおかしいのではという意見と、都市計画上はできるだけ地形地物である道路で区画されたところが明快であるということで、県道までを区域とさせて頂きました。今回のヴォールト屋根・勾配屋根については、対象としては国の重要文化財は対象外になりますので、ライト邸は対象から外れる。現在、屋根が架かっていない集合住宅等がありますが、風致地区の取り扱い等が変ったこともありまして、階段状のマンションができない等の、今回の規制については建替えのときに、こういったルールに添ったかたちで、建替え頂きたいということですので、現状がそのまま存続することについては、なんら支障がないということになります。ただ、ご意見として、今ある景観が芦屋川の景観ではないのかと、階段状のマンションがあるのが、ずっと見ている我々が芦屋の景観として認識されていることから、それを否定するのはいかがなものかのご意見も頂きましたが、建物が統一された落ち着いたある景観という形の中で、せめて勾配屋根を付けるというのが、唯一の統一した状態であって、少なくとも南については、ドーム型等の勾配屋根がついている現状がありますので、南芦屋浜と規制と同じく勾配屋根にすることで、今あるやらかい景観の形成を図りたいということでございます。

○長谷委員 非常に判断に厳しいです。既存不適格になるので言わせて頂きましたが、この庁舎自身も既存不適格で、建替えのときはそうなるのでしょうか。この景観地区の考え方は良く分かるし、この地域の方だけではなくて、市民の財産であると思います。私はちょっと厳しいと思っております。壁面後退をさせてそこに植栽を入れて、本来なら庭に使える部分を提供して下さいという形だと私は理解しております。それに対して市もインセンティブというか、バックアップをしていくお考えを頂きたいと思います。

- 森委員 アンケートの中では、今ある規制の中で今回、緩和の部分も出ていますが、規制は必要であるけれど、芦屋らしさと言えば今も芦屋らしさかもしれませんが、市の考え方をお聞きしておきたいのですが、これからルール作りをしていく点では、市民の方にどのように説明されたのか。もう少し詳しく教えて頂きたいのですが。
- 東まちづくり・開発指導担当課長 先程、少し説明させて頂きましたが、芦屋川の景観が芦屋を代表とする市民に親しまれる景観であると言うのは多くの市民の方が同調されているかと思いますが、何が芦屋川の景観としていいのかとなれば、緑と開放的な空間ということだということを検証させて頂きまして、この部分についてご理解、ご協力を得られる範囲の過度の規制で無い部分で、統一的な景観を残すことができないか。全市景観地区について色以外は、全て定性という形で数字を持って規制するものではないが、芦屋川という限られたエリアでの景観規制であるので、できるだけ定量的な、数字で表される規制にしていくべきではないかということで、配慮の一つとして認識しております。アンケートの中では相当数の方が芦屋川の景観を守るためのルールが必要だとの方針をもって、そういったことの検証をさせて頂いて、そういう景観を守るためのルールとして、市役所が既存不適格になっても、芦屋川の景観を守るために、どのような規制は作っていきたいというのが、市の姿勢ですので、芦屋川の景観がなぜ良いのかという検証をしてこなかったのもありまして、それが庁舎の建替え・増築時に検証ができていれば、それに合致した建物になるのでしょうか、今回景観地区の策定をするために検証した結果、そういうことであろうと思います。北の部分については、南と違い川沿いに商店が一定の幅・延長であります。このあり様は、いろいろ悩みまして、今回1階部分だけを1メートル下がって頂くこととなりました。開森橋以北のF地区は、緑がさらに多く、傾斜もきついというのもありまして、緑に埋もれたような建物が見える景観が望ましいということから、2つの考え方を北側で新たに追加いたしました。
- 森委員 さらに詳しく確認したいのですが、例えば商店とかある程度自由度もありませんが規制されることであると思うのですが、その既存不適格の建築物があったとしても、これからまちが10年20年変っていくときに、商店街やまちなみをさらに活性化したいときに、こういう規制もありながら、既存不適格な建築物がどう変っていくのか。どう押さえていくのか。商売と関係して、まちとしては予測の範囲であるが、10年20年後の商売に関して、まちなみとどのような関係になっていくのか。市の指導というか行政としては、もっと自由にしていきたい。活性化していきたい。ということに関して、改めて建て直すときにどうなるのか。
- 東まちづくり・開発指導担当課長 お店については1階部分は1メートル下がって頂くことによって、順次変っていくことによって、みなさんが統一のルール以上のことをやることによって、芦屋川沿いの商店については余裕のある店の顔作りをして頂けるような形。単独で良いものがあったということで集客がありえるかもしれませんが、芦屋川沿いの商店は大きくない商店が並んでいる状況ですので、みんながやって効果があるけれど、自分だけがやって終わってしまうのは、先に有効利用が表に出てきますので、今回の景観地区の中で、あくまで景観を機軸に考えておりますので、商店の活性と言うのは二の次と言っては失礼ですが、景観を切り口として景観が良くなることによって、商

店が魅力あるもので、その結果活性化するというところで、景観地区に指定することによって、商店の活性化に寄与できるのではないかという気持ちもあって、今回は1階部分の大事な部分ですが、皆がルールに従うことによって、統一されてゆとりのあるお店づくり、商店街づくりができるのではないか。それが結果として商店の活性化に繋がるのではないかと考えております。ただ、統一された商店のあり様では、繁華街には勝てないのではないか。個々の商店の力、独自の持っている力で店が流行る、流行らないのが決まっている。その区域の総合的な魅力が、その区域の全体を底上げするようなやさしい状況ではないというご意見を伺いましたが、今回景観地区と言う景観からの切り口がありますが、皆さんが同じことをやることによって、個々の判断で自分だけで精一杯ということではなくて、全部がやることによって魅力のあるまちになる。商店を含めて芦屋川沿岸全部がこの景観地区になることによって、魅力が維持、促進できるということとその延長で、商店の方も潤うことができるということもあるかと思っておりますので、今回の景観地区によって商店街も活性化することを、我々としても期待しております。

○近藤会長 ありがとうございます。あと2件ありますので、本件についてはこの辺りにしたいと思っております。それでは、説明事項の2件目、同じ景観の話ですが、ただいまの芦屋川特別景観地区を除く区域につきまして、阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）景観地区の変更（芦屋市決定）、都市計画芦屋景観地区の変更について、事務局から説明をお願いします。

○鹿嶋都市計画課主査 それでは、説明事項の2つ目、阪神間都市計画（芦屋川国際文化住宅都市建設計画）景観地区の変更、都市計画芦屋景観地区の変更について説明いたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

この芦屋川景観地区の変更は、前回の審議会でも説明しましたとおり、芦屋川南特別景観地区の区域を拡大して、芦屋川特別景観地区とすることに伴いまして、区域の変更を行うといったところが、大きな変更点でございます。

事前配布資料のインデックス③が芦屋景観地区の変更に関するとなりますが、資料の一番最後のページ、71ページに変更前後対照表をお付けしておりますので、そちらをご覧ください。まず位置は、芦屋市の一部とし地区名を変更し、芦屋川特別景観地区を除く行政区域と変更致します。面積は、芦屋川特別景観地区として追加する北部の面積20.1ヘクタール減少し、1,814.4ヘクタールとなっております。その他の変更点として、考え方や規制の具体的な内容の変更についての変更を行うものではございませんが、今回の芦屋川南特別景観地区の変更と合わせて、文言の精査をさせて頂いたということです。以上、簡単ではございますが、芦屋景観地区の変更についての説明とさせていただきます。

○近藤会長 事務局の説明は終わりました。本件につきまして、ご質問、ご意見はありますか。

○内田委員 67ページの理由書ですが、1つの文書で書かなくてはならないのか。2つに分けた方が分かりやすいと思っております。テレコになっていると思っております。

○東まちづくり・開発指導担当課長 一度、精査します。

○近藤会長 次回よろしく申し上げます。

○近藤会長 いかがでしょうか。ご質問、ご意見はもうないということなので、これで終わりにさせて頂きたいと思います。

○近藤会長 それでは、続いて説明事項の3件目、都市計画マスタープランの見直しについて、事務局から説明をお願いします。

○吉泉都市計画課主査 説明事項の3番目といたしまして、都市計画マスタープラン見直しについて説明させて頂きます。都市計画課の吉泉といいます。よろしく願いいたします。座って説明させて頂きます。

みなさんのお手元に、事前に配布させて頂いています3種類の資料をご確認下さい。まずは、芦屋市都市計画マスタープラン見直しの概要についてというA4縦長ホチキス止めの資料、次にA4横長の資料で芦屋市都市計画マスタープラン見直し（素案）、最後にA3縦長で芦屋市都市計画マスタープラン見直し（素案）新旧対照表となっています。よろしいでしょうか。

昨年の12月の都市計画審議会において、A4縦長の見直しの概要についてという資料で大きく見直しのポイントについて説明させて頂きました。本日は改めてその概要の説明と、実際に素案としてどのように反映されているのかについて、両方の資料をご覧頂きながら説明をさせて頂きたいと思います。

まずは、見直しの概要についてという資料をご覧ください。まず、「1. 計画の位置づけと見直しの経緯」についてですが、芦屋市都市計画マスタープランは、計画目標年次を平成32年度として平成17年3月に策定されています。今回の見直しに関しましては、策定から5年が経過したことや、上位計画となる総合計画が見直されたことを受けて、現行計画に位置づけられた整備方針に対する進捗評価を行うとともに、総合計画やその他関連計画と整合を図りつつ、見直しを行いました。

見直しの流れにつきましては、平成22年のところですが、進捗評価や総合計画の改訂などを踏まえ経年修正を行うということでございます。今回は概ね5年ごとに実施する経年修正ですので、計画目標年次（平成32年度）に変更はございません。従いまして、長期的な視点で設定されている目指すべき都市像については、現行計画の考え方を踏襲することを基本としています。都市計画マスタープランの位置づけにつきましては、右側は関連する計画で、左側が都市計画マスタープランの構成となっておりまして、全体構想と地域別構想とに分けられ、地域別構想につきましては、地域ごとに特色のあるまとまりとなるように5つの地域（北部、山手、中央、浜、南芦屋浜）に分けて設定しています。それでは、主な見直しの内容ということで2ページ目をご覧ください。大きく4つの項目に分けておりまして、まずは、「①良好な都市景観形成に向けた景観行政の推進」という部分でございます。本市においては、「芦屋市住みよいまちづくり条例」「芦屋市都市景観条例」「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」等により良好な景観形成のための取組が行われてきました。近年の取組みとしては、平成21年7月に市全域を対象とした「景観地区」の指定、平成22年11月には、より地域特性に即した芦屋川南特別景観地区の指定など、景観施策の実効性を高める取組が継続されています。また、平成20年1月に「緑の基本計画」が策定され、緑化重点地区や緑の保全地区の指定など、緑を保全・創出するための施策も充実してきています。今後は「景観計画」を策定

し、「緑の基本計画」とも連携しながら良好な景観形成を継続します。

実際の修正箇所につきましては、A4横長の都市計画マスタープラン（素案）の資料の52ページをご覧ください。（4）都市景観形成の方針の1から5行目のリード文につきまして、当初では景観地区の指定に向けて検討するといった表現でしたので、「景観地区に指定しました」という風に修正を行い、引き続いて良好な景観形成を継続するという表現にしています。続いて、1）都市景観保全の方針では下の方の段落になりますが、「芦屋川沿いなど特徴ある景観の保全・育成が求められている地区については、特別景観地区に指定するなど、地域固有の景観の保全・向上を強化します。」という表現にしています。あとは、2）都市景観形成の方針で、景観計画の策定や市独自の屋外広告物条例の策定といった部分なども盛り込んだ形で修正しております。

続いて、概要の資料の②参画と協働による良好な住環境の創出ですが、芦屋市都市計画マスタープランでは、まちづくりの目標の1つとして、「市民と行政との協働による芦屋らしいまちづくり」を掲げ、各施策における市民の参画と協働に取り組んでいます。マスタープラン策定後の平成19年に「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」が施行されています。こうした状況を背景として、土地利用においては、住民参加による、地域特性に応じた良好な住環境を形成するために、地区計画の積極的な活用を進めています。現在は山手幹線沿いを順番に進めているところです。今後も、低層住宅地の保全や地区の緑化を図るため、市民との協働により、地区計画等の適用を促進します。また、各種事業の計画策定に当たっては、ワークショップの開催、アンケート、パブリックコメント等による積極的な参画を図ります。

A4横長の素案の資料でいきますと、まずは56ページをご覧ください。②良好な住宅地の保全ということで地区計画の内容を記載していますが、当初のマスタープランから地区計画に関しては、「積極的に活用します」という表現としておりましたので、修正する項目は少ないのですが、地区計画の策定状況や58ページの方針図などを修正しています。参画と協働の部分に関しては、64ページになります。当初の都市計画マスタープランでは、当時の芦屋市の状況も背景にあると思いますが、4）行財政を踏まえた整備が最初に来ていまして、次に3）の説明責任となり、その次に1）市民と描くまちづくりという構成となっておりました。今回の見直しでは市民参画条例の内容も盛り込み、市民参画のあり方がまずは最初になるように変更し、合わせて内容的に重複があったものを適宜統廃合して、文章の構成から変更を行いました。他は、市民という定義について、市民参画条例に合わせまして「市内に在住、在勤及び在学をする個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいう」それら全てを市民と定義していますので、市民及び事業者という言葉も当初にはたくさんありましたが、今回すべての項目において市民という表現で整理を行いました。

続いて、概要の資料の「③計画的な都市施設の整備」ですが、都市施設の整備につきましては、南芦屋浜地域における基盤整備の進展、六麓荘の基盤整備の完了、山手幹線の開通など、着実な進捗が図られています。その一方で、厳しい財政状況や少子高齢化の進展など、都市整備をめぐる状況が変化しています。今後はJR芦屋駅南地区のまちづくり計画案の検討や未整備の都市計画道路のあり方についての研究などを進め、

また、公共施設の整備や維持管理については財政状況を考慮しながら、ライフサイクルコストに十分配慮した整備運用を図ります。

A4横長の素案の資料でいきますと、まずは56ページをご覧ください。⑥市街地開発事業の検討という部分で、JR芦屋駅南地区に関する内容につきましては、第4次総合計画と整合した表現に修正しています。JR芦屋駅南地区については、交通機能を高めるため、また、芦屋らしい南玄関口として魅力ある商業空間となるよう、JR芦屋駅南地区まちづくり計画案を検討しますとの表現にしております。それと都市計画道路のあり方については43ページになります。⑦の中で、未整備の都市計画道路の在り方について研究といった内容を盛り込み総合計画とも整合を図り、更に検討していくうえで必要とされる項目を追加しています。

山手幹線の関係につきましては地域別構想になりますが、101ページの4)道路施設の整備方針の②地域幹線道路の部分になりますが、当初では整備に向けた内容を記載していましたが、事業が完了しましたので、削除しまして、整備後の環境や交通に関する内容に、総合計画とも整合させながら修正しております。「山手幹線については環境への影響や周辺道路の交通量の実態を把握し、安全かつ円滑な交通処理の実現に向け対策を検討します。」としています。

南芦屋浜につきましても、地域別構想に記載してございまして116ページからになります。この5年の間に南芦屋浜プランから潮芦屋プランに名称が変更となり、まちづくりの目標年度につきましても変更しておりますので、そういった部分をまずは修正しています。その他の部分では、現地の土地利用の状況を踏まえたり、125ページの景観部分でありますとか126ページの都市防災の方針についての修正を行っております、開発者であります兵庫県の企業庁とも調整をしながら修正しています。

続いて、概要の資料の「④現行計画に対する進捗状況評価等を踏まえた経年修正」ですが、昨年8月から9月にかけて、関係各課に対して、マスタープランの各整備方針に示された目標項目に対して、既に達成されたもの、実施中、実施に向けて検討中、未実施のものという形で4段階に分けて、現行計画に対する評価をして頂きました。見直しにあたっては、現状での課題や今後の対応方針を洗い出し、進捗や新たな課題に応じた修正を行っております。併せて、第4次総合計画におけるまちづくりの目標や各施策を踏まえた修正も行っております。この3つ目の点の文章で、訂正箇所がありまして、第4次総合計画については既に策定されておりますので、「現在策定中の」という言葉については削除をお願いいたします。申し訳ございません。

本日説明させて頂いた内容以外でも各項目において、細かい部分で修正させて頂いております。時間の関係もありますので、後ほどご覧頂ければと思います。

最後のページの4ページ目に策定までの流れを載せていますが、昨年8月から9月に関係各課に対して、意見照会やヒアリングなどを行い、進捗評価を行いました。出された意見などを踏まえて、11月に素案を作成し、兵庫県の関係課とも協議をさせて頂きました。今後につきましては、市民意見募集を9月から10月にかけて予定しております、意見を踏まえ、原案として取りまとめ、11月予定の都計審に諮問させて頂いて、策定・公表という流れで予定しておりますのでよろしくお願い申し上げます。説明は

以上です。

- 近藤会長 事務局の説明は終わりました。都市計画マスタープランの見直し素案につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。
- 田中委員 3月に震災があつて、都市計画に関係するいろいろな問題が出てきたと思いますが、この中ではそれについて触れられているところはあるのか。
- 吉泉都市計画課主査 都市計画マスタープランの中では59ページの都市防災の方針という項目で防災系緑地とか防災活動基盤の形成、災害に強いまちづくりの推進ということで記載しております、津波の影響等につきましては兵庫県等でも想定を見直しをしている中で、市の防災安全課にも協議をさせて頂いております。これは芦屋だけの問題だけでなく、基本的には想定した結果を踏まえて、県の防災計画であるとか市の防災計画をどうしていくのかという流れになるので、現段階では都市計画マスタープランへの記載は検討した結果、記載するまでに至っておりません。都市防災の項目の中で修正している部分は、59ページの②の部分で防災行政無線を32箇所整備されましたので、そういう文書を付け加えております。③災害に強いまちづくりの推進の中で、「また、災害時の避難路・避難場所等に関する防災マップの充実を図り、迅速で安全な避難活動のために必要な情報を周知します。東南海・南海地震の防災対策については、関係機関と連携して検討を進め、関係情報を市民に積極的に提供します。」ということで、当初の内容からも盛り込んでおりますので、検討した結果、修正する点はなかったということです。
- 近藤会長 おそらく今のご質問の趣旨は、そのようなことではなく、頭の部分に何か東日本大震災を踏まえて的なの、ただ阪神淡路大震災については随所に教訓を踏まえてと書いているのは良いのですが。どうでしょう先生。まだ、5ヶ月と言うことで震災の評価とか教訓とは、計画、指針等のオーソライズされたものが無い時点で、おそらく事務局としては書きづらい。けれども心情としては何かあっても良いかなとその辺りの質問であつたと思うのですが。
- 田中委員 それとはっきりしているのは液状化の問題とか、ここは埋立地が非常に多いので、既に関東圏では住宅の販売で埋立地が敬遠されているとか聞きますし、耐震診断の話も載っていますが、地盤の問題も非常に大きいので、震災も起きたので新たに検討しなければならないことがあるのではないかと。
- 近藤会長 方が一書き込めなくても、下位の計画あるいはいろいろな実施計画では当然配慮される訳ですから、それは良いかと思いますが、何か一言ほしいなどの気持ちはあります。
- 林都市計画担当部長 地域防災計画の中ではそういった取り組みとか液状化の話も出てくると思います。都市マスは基本的にはまちづくりの大きな方針ということですので、大きな括りでそういう表現ができれば、それは検討します。個々に液状化がどうかとは書けません。
- 近藤会長 次回は最終の11月ですね。ちょっと検討してください。
- 森委員 今のにからめて、まちのあり方が大きく問われていると言う風に思います。そういう捕らえ方の柱がいるのかなと私も思います。後、原発の問題もどう出るか悩ま

しい問題だと思いたますが、避けては通れない課題だと思いたしますので、その辺お考えが
どういふ形でここに反映するのかといふご意見をお伺いたしたいところす。その辺り
は、関係ないといふわけではないですが、反映されるのかどうか。

○林都市計画担当部長 都市マスでそれは表現しにくいと思いたす。防災計画上の問題は、
下位計画でありますすがそちらで考えて頂くといい色分けをしたいと考えております。
ちょっと原発までは難しいです。

○近藤会長 ここは非核なんとか宣言はしているのか。

○森委員 議会ですております。

○田中委員 原発と直結しないと思いたすが、エネルギー問題としては今も節電とか、今
後エネルギー供給が逼迫する可能性もあるのて、地球環境問題の話もでていたましたが、
それでない意味でエネルギー、都市として省エネ型のまちにするとかの話はどうなの
か。

○内田委員 上位計画である総合計画では、都市マスに影響するよな項目はなかったの
か。

○林都市計画担当部長 個々で言いたすと、第4次総合計画の都市施設整備の方針とかJ
R南の再開発とか、都市計画的に言いたすと施設の問題が個々に、アンケートの結果
でも進めるべき実施事業として総計でも捕らえておりますので、それは都市マスに入れ
ております。

○内田委員 そういふのを含めて、いつの時点かを名称とか個々のことも書き込んで頂いた
方が。素案の52ページの特別景観地区が指定するになっている。先程審議した内
容からすると今年中には新しい特別景観地区ができるわけすし、既に南景観地区に
ついてはあるわけすよね。これから特別景観地区に指定すると書かれると、無いよ
うすし、この辺も時点を入れてもらいたい。特別景観地区は芦屋川以外は、今後予
定していないのですか。

○東まちづくり・開発指導担当課長 南芦屋浜があります

○内田委員 だったら、そちらの方を書くとか方向をはっきりして頂きたい。56ペー
ジの地区計画の20地区程、これをもっと増やそうと思っているのか、20あるのでこれ
をベースにやっていこうとかが、分かるよな記述にして頂きたい。「現在建築協定の
締結や地区計画が決定されている芦屋浜等の地区では」といふ明記は、5年前はこれ
でよかったと思いたすが、もう20地区あって山手幹線沿道地区についてはけりがつきそ
うな段階において、次はどうするのとか、時点を毎回毎々書いていくのは面倒でしょ
うけど可能であれば、今回の都市計画マスタープランも平成17年3月版のリビジョン
とかの感じすよね。それが都市計画マスタープランの名前で出てくると、いつまでを
スコープしているのか。計画目標年次は変えない。都市計画についても大きくは手をい
れていないけれども、現状を踏まえて必要な修正はかなり入れてますよ。これが都市計
画マスタープランといふ名称の中では伝わらない。括弧書きか何かで明記して頂きたい。
第何次マスタープランとか、括弧書きで平成23年度見直し版とか。

○林都市計画担当部長 今阪神間でも芦屋市だけでなく他市の状況を見ながら検討します。

○松木委員 説明責任、アカウントビリティの向上といふことで積極的な情報開示と説明

責任の実行，事業費及び費用対効果の公表だとか，事務事業評価システムの公表だとかうたっています。これ今回全て削除しています。考え方が5年で変わるのかと思ったのですが，今一番問われている地方分権とか地域主権とか，これから国や県から権限が財源も移譲される。そういう中で基礎自治体というのが能力や体質を向上していかなければならない。職員のレベルアップ，特にマネジメント的な考え方が重要になってくるのです。3つ項目が掲げているのに，今回全部なくなっているというのは納得がいかない。これまでどおり国や県の言うとおりに仕事をやっておればいい時代から大きく変わろうとしている。そういう中でツールとして事務事業評価システムは必要なのです。もちろん費用対効果を住民さんに公表していく。積極的な住民参加を進めるのであれば，積極的な情報公開をしていかなければならない。そこら辺が，今回の見直しの中でなぜ削除されているのか。ちょっと説明してください。

○**林都市計画担当部長** 冒頭説明させて頂きましたけれど，昨年8月から9月にかけて関係課長とヒアリングをさせて頂いて，今の時点修正をするにあたって，関係課長の考え方を聞きました。その中で松木委員のご指摘の件は，今もずっとやっている訳ですが，都市計画マスタープランというまちづくりの方針の中で，そこまで書かなくても良いのではと行政経営課からの意見がありました。今回はそれを受けて削除させて頂いた経過であります。制度そのものがなくなった訳でなく，事務事業評価もやっていますし，そういった意味では，マスタープランでは書き過ぎではないかのご意見があったということです。

○**松木委員** 今芦屋市は事務事業評価を平成15年度から進めたけれど，一旦，課長大変だ。相当な労力を費やさないといけないと不満が出てきて，平成19年度から中止したのです。やっぱり必要だと言うことで平成21年度から再開したのです。要するに事務事業評価そのものを，どう生かしていくかが問われている。それをこういう形で，考え方として変っていないかもしれないが，急激に地方自治体を取り巻く環境が変わりつつある中で，3つの要素が一番重要なのです。それをすばっとせつかく書いたものを書かないと言うのはおかしいと思います。これからのまちづくりは，はっきり言って行政だけではできない。よく皆さんも住民参加といって，そのためには情報も積極的に開示しなければなりません。そういう状況の中で，都市計画マスタープランにこれを入れるのはどうかということで，削ったということは，私はちょっとおかしいと思います。これこそ一番バックボーンとして持っておかなければならない重要な部分だと思います。

○**林都市計画担当部長** 行政経営課とも，もう一度話をさせて頂きますが，都市計画マスタープランに書く書かないに関わらず説明責任は重要でありますし，行政経営課の方でもそういう方針でやっておりますので，今回はご意見としてお伺いしておきますが，再度行政経営課と確認させて頂くということで，今日は聞かせて頂くことでよろしく願います。

○**松木委員** 最後に言いますが，行政の職員に一番欠けているのはマネジメントです。自治体経営というそういう考え方が出てきて，総合的な行政マネジメントの核につながりますとうたってるのだから，つなげていってほしいと思います。要望しておきます。

- 近藤会長 次11月の諮問・答申，その前には9月から10月にかけて市民意見の募集集約と続きますので，委員の皆さん，まだお気づきの点があれば事務局に直接お知らせして頂きたいと思います。
- 徳田委員 表現で南芦屋浜となっているが，県は潮芦屋でいきたいと聞いているが，現実として南芦屋浜で浸透しているし，現状すごく混在しています。向こうの中でも潮芦屋ライフガーデンと言ったり，行政から出てくる書類によっては潮芦屋と書いてあったり，一番大事な計画の中では南芦屋と書いたり，今更，潮芦屋にできるのかというのがありますが，行政としてどう考えているのか。
- 林都市計画担当部長 兵庫県と芦屋市の協議の中で都市計画の法的な話の中では，芦屋市としては南芦屋浜を提唱している。そういう約束の中でやっています。しかし，潮芦屋という名前につきましては，公募で決まったわけですが，市民が親しみやすいという意味で潮芦屋ということで，生活に密着するという話の中では潮芦屋という言葉が企業庁としては使いたい。我々は法的には南芦屋浜を使いたいということで，一応使い分けはしているつもりです。
- 徳田委員 道路などで，愛称名で中央線と言ったり，花水木通りと言ったりしている訳ですが，総称的な地名として2種類あるのはどうかと思います。どちらの方に行政としてきちっとして考えて，誘引していきなり，現状を踏まえて考えていった方が良いと思います。
- 内田委員 利用者の観点から，これは名称として括弧書きするときには，その後ろには括弧で南芦屋浜と書くとか。常に2つあって場所が違うとか混同するのが困ると思うのです。
- 林都市計画担当部長 企業庁と調整させていただきます。私どもはこういった場では南芦屋浜を提唱しております。
- 近藤会長 いかがでしょうか。ご質問，ご意見はもうないということなので，これで終わりにさせていただきます。それでは，最後に3の，その他について事務局から何かありますか。
- 事務局（竿尾） 次回，平成23年度 第3回都市計画審議会を11月下旬頃に開催したいと考えておりますのでよろしくお願いします。事務局からは以上でございます。
- 近藤会長 それでは，本日の審議会は以上でございます。委員の皆様，長時間にわたりご熱心にご議論頂きまして，本日は，これにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 閉 会 —